

## 第11回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成26年7月28日に開催された「第11回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

### ○ 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から**別紙**により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる36件（6人分）の報告を行った。

さらに、平成26年度は、奨学金制度の見直し後の平成21年度に5年間の免除となった約1,000人の借受者について、免除期間の経過に伴う返還手続が必要であることから、**資料1**の（参考3）「平成26年度地域改善対策奨学金等の返還手続の状況について」で、現状を報告した。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 平成26年度は、平成21年度の免除明けの借受者が約1,000人いるため、職員を13名に増やした。先ほどの特別な事情による猶予の報告対象者の個票の説明を聞いていると、丁寧な説明をされ、誠意のある対応をされたことにより、ようやく返還手続をしてもらうことができた。今回は2回目の手続であり、前回と同じ体制（26名）まで必要ないと思うが、体制は大丈夫か。  
→（事務局）前回は、全ての借受者に対して、面談による制度変更のお詫びと制度説明を行っていたが、今回は、2回目の手続となり、全ての借受者に対し面談による改めての制度説明とはならないと考えている。借受者には、免除申請など返還手続の内容を分かりやすく記載した「返還免除制度の御案内」を本年6月に発送したうえで、まずは電話での問合せ等において、丁寧な説明に努めている。また、借受者の要望等に応じて、自宅等での面談説明も夜間等を含め実施している。現時点では、難しい向きもあるが、概ね順調に説明できている、と考えている。
- ・ 「特別な事情による返還猶予の報告対象者個票」の報告番号33のように、親が貸与手続を行い、本人が知らなかった場合、本人に返還手続を説明されるのは大変困難であったと思うが、本人には納得してもらえたのか。気分を害されるようなことはなかったか。  
→（事務局）報告番号33の借受者について、最終的に当方が本人と直接面談して説明したが、奨学金の貸与を知らなかったため、気分を害しているというよりは、戸惑われているといった印象だった。当方から、本人の要望に応じ、貸与申請書などの書類をお見せし、丁寧な説明に努めたことで、最終的に返還手続に納得していただけた。  
そのほかの、親を通じて、本人への説明を依頼している場合についても、概ね同様の状況ではないかと思われる。

## ○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第6回監理委員会及び第8回管理委員会で裁判手続に着手することが承認された計3件の案件について、事務局から資料2により訴訟の進捗状況及び当該訴訟における原・被告間の主な主張についての報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 借受者側から本人尋問及び証人尋問の申出が出されているとのことだが、証人申請については、全て借受者側で、原告側からはないと理解してよいか。  
→（事務局）人証については、全て被告側からであり、原告である市側からの申請は考えていない。
- ・ 和解の話はなく、このまま判決まで行くと理解しておいてよいか。  
→（事務局）本件訴訟については、原告・被告の双方に根本のところ意見の食い違いがあり、和解にはならないと考えている。また、市としては、請求額を減らすような対応を取ることはできないので、和解になじまないと受け止めている。